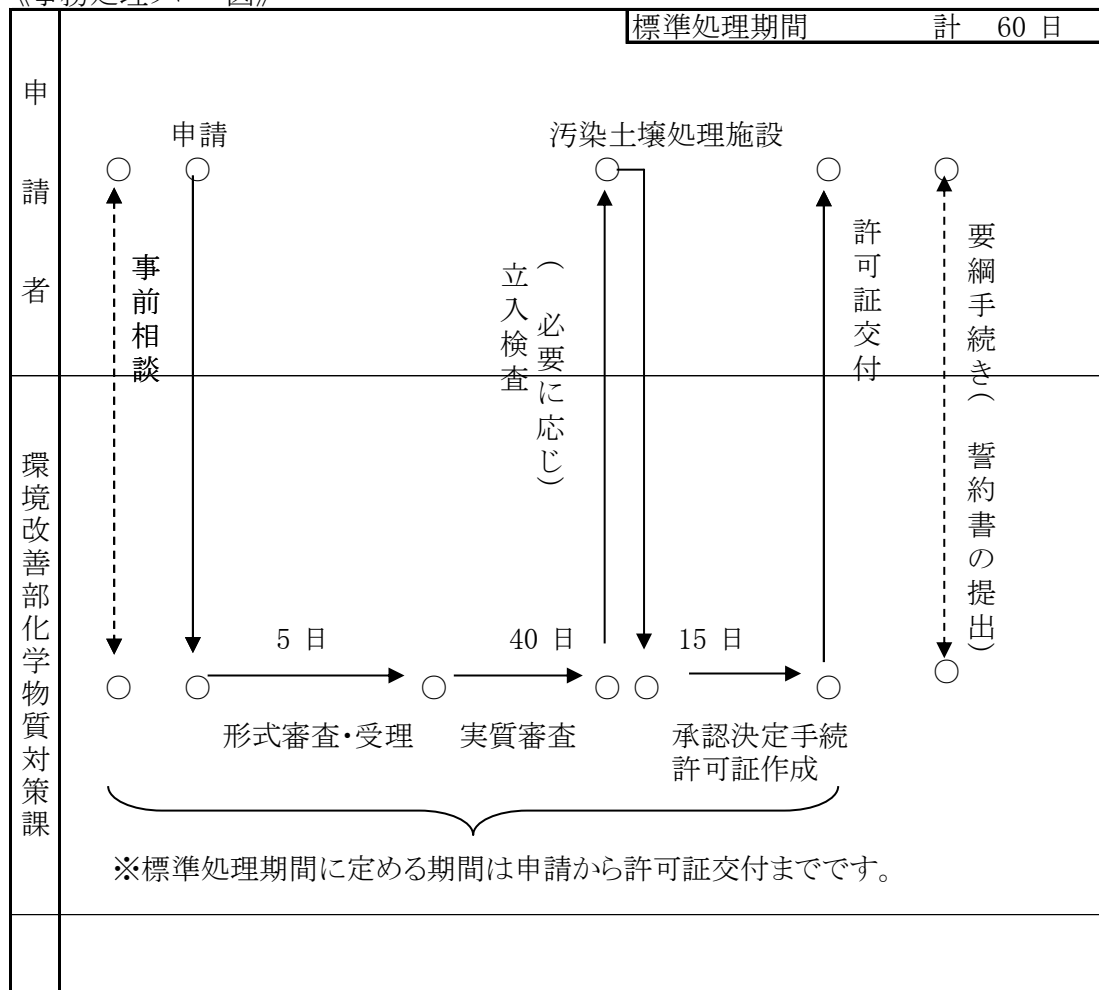


事務処理フロー図

事務名 汚染土壌処理業に係る合併・分割承認申請

作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壌汚染対策担当 電話042-523-

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査し
3	実質審査	申請書の内容について、承認し(省令第4条)に適合するか、またついて審査します。
4	立入検査	必要に応じ、汚染土壌処理施設るか、現地での立入検査を行い
5	承認決定手続	審査の結果、汚染土壌処理施設業を的確に、かつ、継続して行うに適合しており、欠格要件に該当し、許可証を交付します。
6	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の届関する要綱」に基づき、手続きを
備考		申請内容によっては、承認に必要な条件を付す当手続きとは別に、汚染土壌処理業に係る変更合は、別途当該事務処理期間が必要となります

)

3517

明
応じます。
た後、受理します。
ようとする事項が許可基準 に、欠格要件該当の有無に
が、許可基準に適合してい ます。
及び申請者の能力が処理 に足りるものとして許可基準 当しないときは、許可を決定
辺環境への配慮の手續に 行ないます。
ことがあります。 許可申請が必要である場 。